

第5章 防災対策の計画的な推進等

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第46条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地震防災に関する施策の目標

(2) 地震防災に関する施策の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。

- 3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。
- 4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。